

天竜川(下流)流域治水協議会について

目 次

1. 流域治水プロジェクトについて
2. 天竜川(下流)流域治水協議会について
3. 流域治水プロジェクト(対策事例)

流域治水プロジェクトについて

【背景】

- 令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨など近年激甚な水害が頻発
- さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予測
- このような水害リスク増大に備えるために、河川・水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要

流域治水プロジェクトを示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していくことが、国土交通省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」において示される。



流域治水協議会

【目的】

天竜川下流域全体で緊急的に実施すべき流域治水の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進

天竜川(下流)流域治水協議会について

【協議会の目的】

近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした激甚な水害が発生するなど、気候変動により、水害が激甚化・頻発化している。

このため、天竜川下流域において、あらゆる関係者が協働して「流域治水」(流域全体で水害を軽減させる治水対策)を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

【協議会の実施事項】

1. 天竜川下流域で行う流域治水の全体像の検討及び共有
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「天竜川(下流)流域治水プロジェクト」の策定と公表
3. プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定
4. 「天竜川(下流)流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
5. その他、流域治水に関して必要な事項

流域治水プロジェクト(対策事例)

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ

集水域
(雨水貯留機能の拡大)
 雨水貯留浸透施設の整備、
 田んぼやため池等の高度利用
 ⇒ 県・市、企業、住民

② 被害対象を減少させるための対策

集水域/氾濫域
**(リスクの低いエリアへ誘導・
 住まい方の工夫)**
 土地利用規制、誘導、移転促進
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融による誘導の検討
 ⇒ 市、企業、住民

(氾濫範囲を減らす)
 二線堤の整備、自然堤防
 の保全
 ⇒ 国・県・市

③ 被害の軽減・早期復旧・復興

氾濫域
(土地のリスク情報の充実)
 水害リスク情報の空白地帯解
 消、多段型水害リスク情報を
 発信
 ⇒ 国・県

(避難体制を強化する)
 長期予測の技術開発、リアル
 タイム浸水・決壊把握
 ⇒ 国・県・市

(経済被害の最小化)
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定
 ⇒ 企業、住民

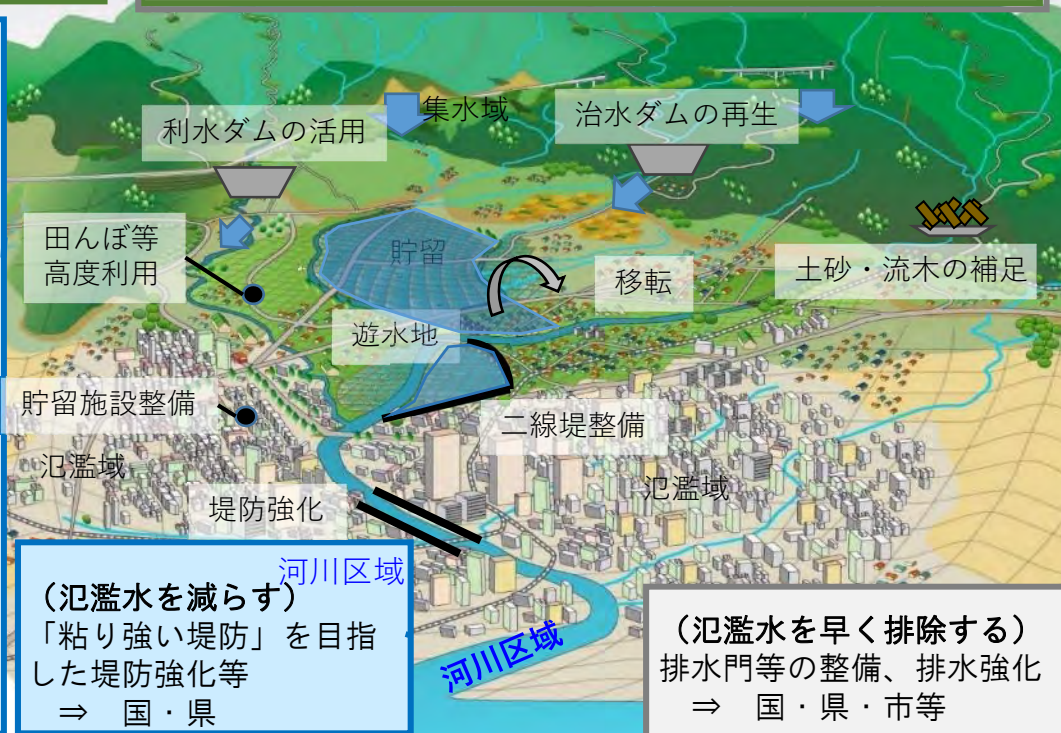
(住まい方の工夫)
 不動産取引時の水害リスク情
 報提供、金融商品を通じた浸
 水対策の促進
 ⇒ 企業、住民

(被災自治体の支援体制充実)
 官民連携によるTEC-FORCE
 の体制強化
 ⇒ 国・企業

(流水の貯留) 河川区域
 利水ダム等において
 貯留水を事前に放流
 し洪水調節に活用
 ⇒ 国・県・市・
 利水者

土地利用と一体と
 なった遊水機能の
 向上
 ⇒ 国・県・市

**(持続可能な河道の
 流下能力の維持・向
 上)**
 河床掘削、引堤、砂
 防堰堤、雨水排水施
 設等の整備
 ⇒ 国・県・市



河川区域
(氾濫水を減らす)
 「粘り強い堤防」を指
 した堤防強化等
 ⇒ 国・県

(氾濫水を早く排除する)
 排水門等の整備、排水強化
 ⇒ 国・県・市等